

東部山間埋立処分地左岸水路等浚渫作業 仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所

(担当 管理係 森、岩城 075-572-8465)

1 件名

東部山間埋立処分地左岸水路等浚渫作業

2 目的

京都市東部山間埋立処分地内の水路等に堆積した土砂を起因とした溢水による埋立地への浸水被害を未然に防止するため、山間水路、堰堤内に堆積した土砂の撤去を行うことで、当処分地の適切な維持管理を図ることを目的とする。

3 期間

契約日から令和8年10月16日まで

4 作業時間

平日の9時30分から16時00分まで

(ただし、当敷地に入場できる時間は、平日の9時00分から15時30分まで。また、土・日曜日は入場不可)

5 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷1-212番地(総合管理事務所から約7km)

[別紙1] 位置図、[別紙2] 平面図、[別紙3] 作業場所写真

6 作業数量

(1) 浚渫対象土量

作業場所① $V = 4.2 \text{ m}^3$ (総合管理事務所から約7km)

作業場所② $V = 39.5 \text{ m}^3$ (総合管理事務所から約8km)

(「別紙1」位置図、「別紙2」平面図参照)

(2) 作業場所①、②とも作業に伴う交通誘導警備員は不要とする。

(3) 使用する重機の搬入、搬出、運搬に係るすべての費用、作業に要するすべての費用、ならびに防護に要するすべての費用は、本業務に含む。

(4) 業務に伴い発生した浚渫土砂は、同処分地内において担当者が指定する場所(作業場所①、②から約1km)に運搬し、整地するものとする。

なお、運搬及び整地に係る費用は本業務に含む。

7 現場条件

(1) 当敷地では時間的制限及び車両走行に関する厳しい制限があり、入場

- 者には遵守を求めている。違反があれば作業を中止させるので、十分理解したうえで入札すること。
- (2) 入場ゲートがある総合管理事務所から埋立処分場内までは約 6 km、高低差 300m の勾配の大きい山間道路を走行する。所要時間は片道約 20 分。
(「別紙 1」位置図参照)
 - (3) 当敷地内は 2 輪車の走行は禁止している。
 - (4) 時速 30km 以下での走行を厳守すること。また、追い越しは全区間で禁止している。
 - (5) 当敷地内への入退場は自動システムによる管理を行っているため、入場カードの発行を受けること。また、入場する関係車両は、決められた入退場ルートを遵守すること。詳細な入退場ルートは担当者が指示を行う。
 - (6) 埋立処分場内は一方通行となっている。逆走、誤進入が生じた場合、非常に危険であるため、担当者の指示に従い十分注意して走行すること。
 - (7) 重機の搬入に際し、10t 低床車より大型の規格の車両を使用する場合、走行ルートの交通規制が生じることから、運行予定の 2 週間前には担当者に申請して了解を得ること。また、関係部署との調整が生じることから、搬入及び搬出に伴う走行時間帯は担当者の指示に従うこと。
 - (8) 入場する車両にはパトライトを装着し、走行時には点灯させること。
 - (9) 当敷地内では、走行時にチェーンを装着することは禁止している。
 - (10) 大雨、降雪、濃霧、路面凍結時には埋立事業管理事務所の判断に基づき、当日もしくは事前に全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがある。閉鎖中は一切の車両が入場できないため、作業も不可となる。
 - (11) 当敷地内における作業は、必ず担当者の指示に従い、本市埋立作業に支障を生じないように十分注意すること。
 - (12) 作業場所を含む道路上での喫煙は認めない。

8 作業内容

- (1) 作業に必要な器材等を調達のうえ、平日の午前 9 時に総合管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けること。入場用カードを事前に作成するため、作業車両のナンバーは前日までに申請すること。
- (2) 埋立事業管理事務所は土曜日・日曜日は閉場しており、入場できない。また、指定した時間以外での作業は禁止する。
なお、作業日程は担当者と調整のうえ決定すること。
- (3) 整地に伴って除去した土砂は、処分地内の担当者が指定する場所（作業場所から約 1 km）に運搬し、整地すること。
- (4) 作業場所①の作業内容詳細
 - (ア) 左岸水路の開水路区間の流末スクリーン部に堆積した土砂 4.2 m³

を撤去する。

- (イ) 左岸水路と管理道路の間にはガードレールが設置されている。作業時に支障となる場合は一時的に撤去して作業することは可能であるが、作業完了時には原状のとおりとなるよう適切に復旧すること。
- (ウ) 左岸水路は常時流水があるので、浚渫作業に先立ち、適切に水替えを行ったうえ、作業すること。また、浚渫した土砂は、搬入道路から処分地内に搬出するが、浚渫土を運搬する際は道路に汚泥を落下させないようにすること。
- (エ) 左岸水路の深さは管理道路から約2mの高低差があるので、管理道路から作業時に重機を使用する場合は転落等に十分注意すること。また、ガードレールの支柱は撤去できないので、損傷しないよう十分注意して作業すること。
- (オ) 左岸水路内には各種計測システム用の電線管等が敷設されている。損傷した場合の復旧には多額の費用を要するため、作業時に破損させないように十分注意すること。

なお、損傷させた場合は受注者の費用負担により復旧すること。

(5) 作業場所②の作業内容詳細

- (ア) 左岸水路及び左岸水路に合流する山間水路及び堰堤内部に堆積した土砂39.5m³、及び目地等から生育した雑草を撤去する。
- (イ) 堰堤は下部が岩盤となっており、その上に土砂が堆積しているので、堆積部は全て撤去すること。また、落下している雑木も同時に撤去すること。
- (ウ) 左岸水路と管理道路の間にはガードレールが設置されている。作業時に支障となる場合は一時的に撤去して作業することは可能であるが、作業完了時には原状のとおりとなるよう適切に復旧すること。
- (エ) 堰堤から左岸水路間の山間水路は老朽化により損傷しやすくなっているので、重機を使用する際は水路壁等を破損しないよう十分注意すること。
- (オ) 山間水路と左岸水路の合流部には、ダム等監視計測用の電線管等が複数敷設されている。損傷した場合の復旧には多額の費用を要するため、作業時に破損させないように十分注意すること。

なお、損傷させた場合は受注者の費用負担により復旧すること。

- (オ) 左岸水路の深さは管理道路から約2mの高低差があるので、管理道路から作業時に重機を使用する場合は転落等に十分注意すること。また、ガードレールの支柱は撤去できないので、損傷しないよう十分注意して作業すること。
- (6) 土砂等の運搬に際しては、過積載による事故を防止するため、ダンプトラック積込時に積載量の確認を行うこと。
- (7) 16時00分には後片付けを含む作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。

(8) 作業完了後に、作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

9 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

10 現地確認

現地確認のための下見は、以下のとおりとするので、必ず下見受付期間中に埋立事業管理事務所に電話連絡し、時間の予約をすること。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による問い合わせには一切応じない。

(1) 下見期間

日程：令和8年9月10日（木）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

下見のための所要時間は、移動時間を含めて1業者当たり45分以内とする。

(2) 下見受付期間

日程：令和8年9月9日（水）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

予約は先着順とし、予約枠が埋まった場合は下見を断るほか、予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者は下見を断ることとする。

(3) 連絡先

京都市 環境政策局 埋立事業管理事務所（担当 森、岩城）

電話番号 075-572-8465

11 その他

(1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。

(2) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。

(3) 作業中、事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。